

都市計画事業（国道4号矢板拡幅）に関する説明資料

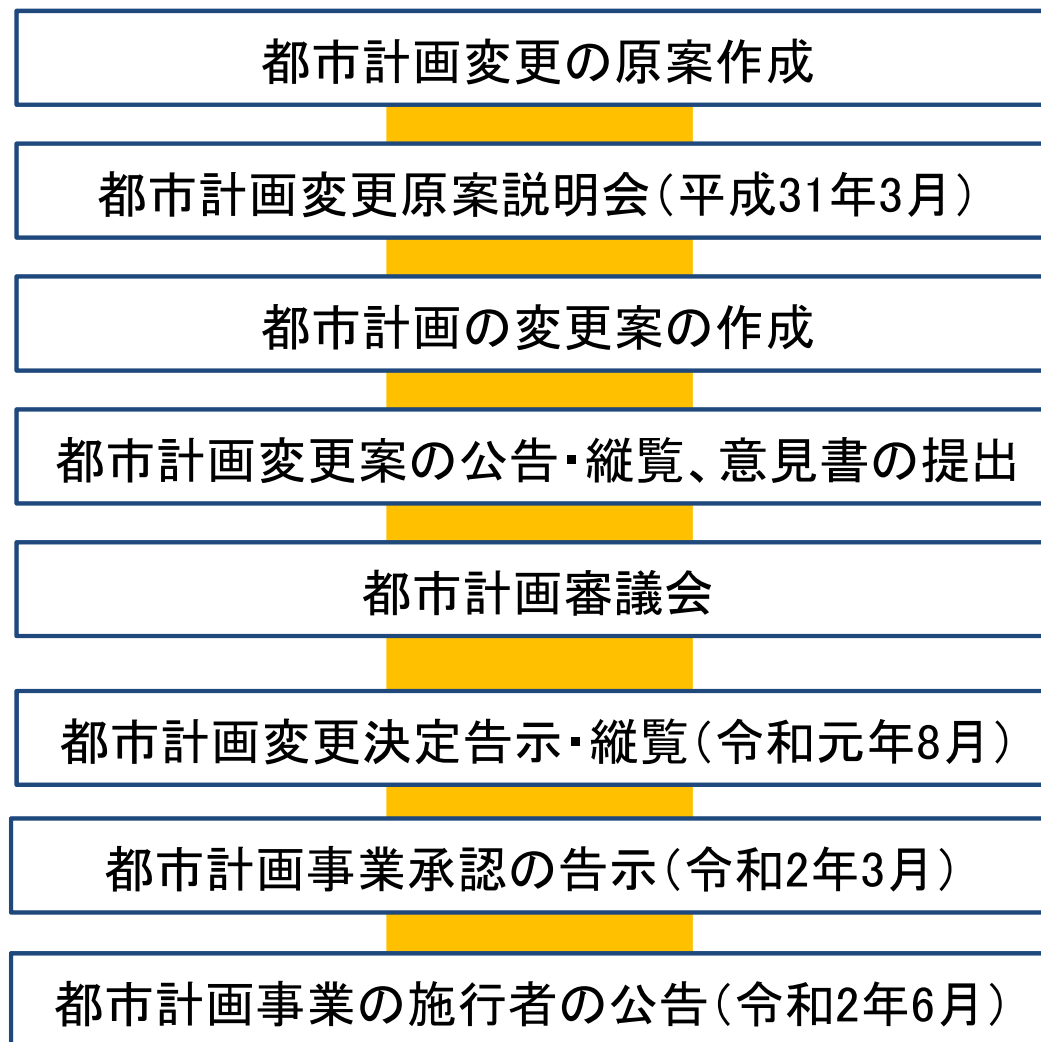
1. 矢板拡幅事業の概要
2. 都市計画事業承認の内容
3. 道路設計
4. 今後の予定
5. ご質問、お問い合わせについて

■事業施行者
国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所

1. 矢板拡幅事業の概要

1. 矢板拡幅事業の概要

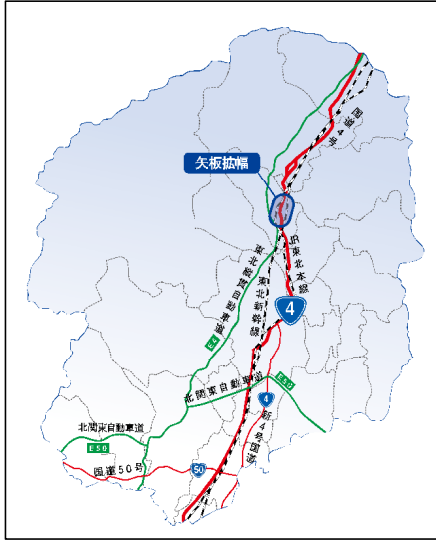
■都市計画事業承認の経緯



- 当該都市計画道路は、昭和40年3月に都市計画決定がなされました。
- その後、国道4号矢板拡幅事業の道路計画(調査、設計)により盛土や切土などの法面を含む区域が明確になったことから、平成31年3月から都市計画変更に必要な手続きを進め、令和元年8月に都市計画変更決定告示・縦覧がなされました。
- さらに、令和2年3月の都市計画事業承認の告示を経て、令和2年6月には都市計画事業の施行者の公告を行いました。

1. 矢板拡幅事業の概要

位置図



平面図



設計諸元

- 区 間 : 自) 栃木県矢板市片岡
至) 栃木県矢板市針生
- 道路規格 : 第3種第1級
- 設計速度 : 80km/h
- 車 線 数 : 4車線

- 矢板拡幅事業は、国道4号の栃木県矢板市片岡～同市針生、延長6.5kmの道路拡幅事業です。
- 本事業は交通渋滞の緩和、交通事故の減少、救急活動の支援、災害時における道路啓開の効率化等を目的としています。
- 道路規格は第3種1級、設計速度80km/h、車線数は4車線です。

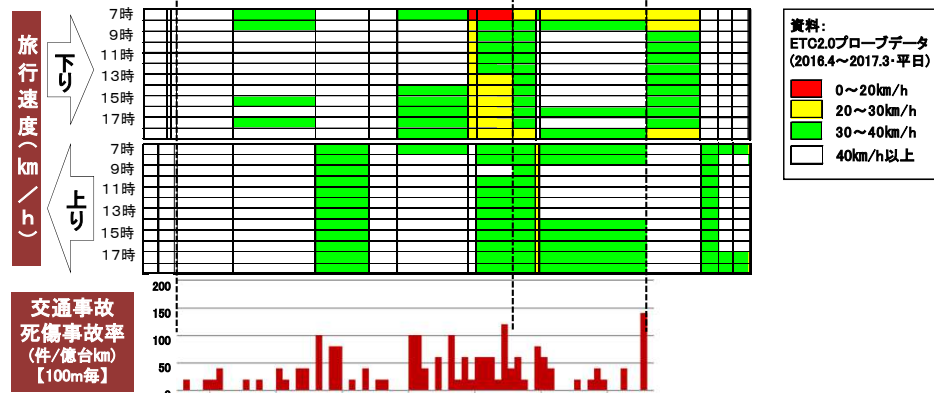
1. 矢板拡幅事業の概要

■ 整備効果の概要(国道4号の渋滞、交通事故状況)

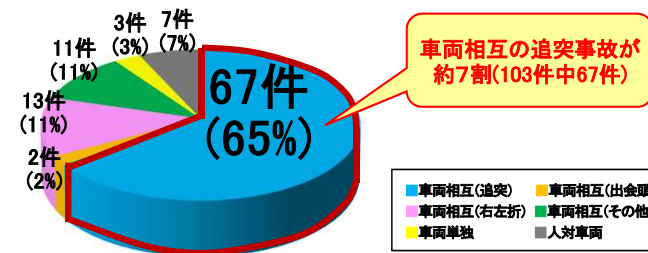
国道4号の渋滞、交通事故状況



写真: 中北交差点



■ 交通事故類型(対象区間: 6.5km)

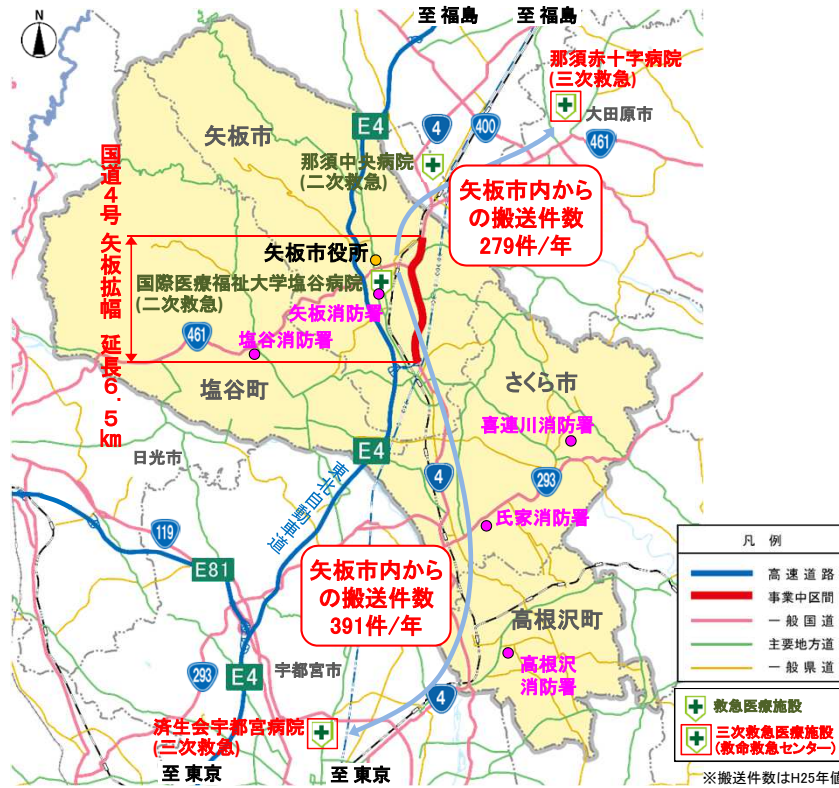


- 矢板拡幅区間では、3交差点(早川町、中、中北)が主要渋滞箇所にて特定されています。
- 事故類型は車両相互の追突事故が多く、全体の7割を占めています。
- 矢板拡幅の整備により交通の円滑化が図られ交通渋滞の緩和、交通事故の減少が見込まれます。

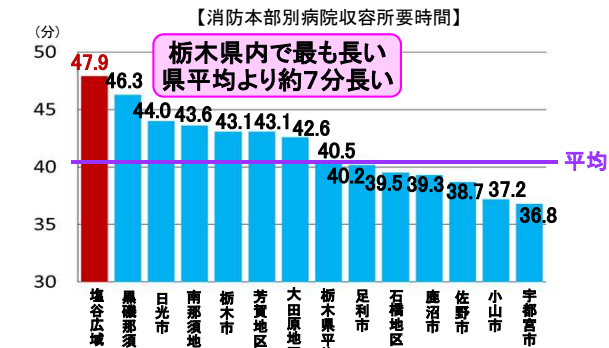
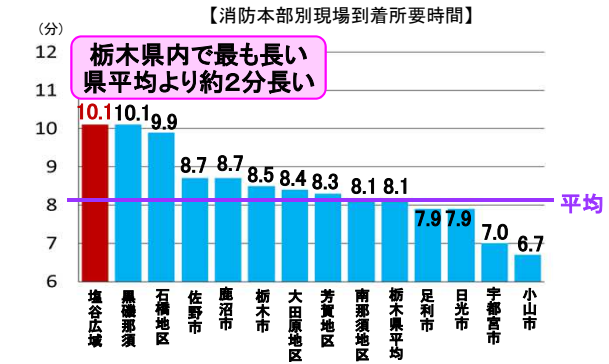
1. 矢板拡幅事業の概要

■ 整備効果の概要(救急活動の支援)

国道4号の緊急搬送状況



■ 救急搬送時間の状況



資料:平成27年度 消防防災年報 栃木県県民生活部消防防災課

- 塩谷広域(※)消防本部の救急搬送時間は県内で最も長く、病院収容までの所要時間が県平均より約7分長くなっています。
- 矢板拡幅の整備により救急搬送時間が短縮するなど、救急活動の迅速性の向上が見込まれます。

※塩谷広域: 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

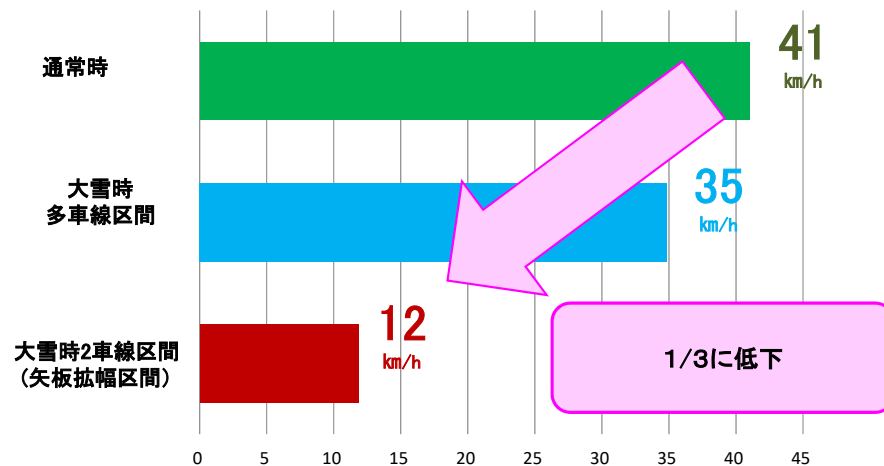
1. 矢板拡幅事業の概要

■整備効果の概要(災害時の道路啓開)

国道4号の災害時の交通状況

■大雪発生時の平均旅行速度

【矢板拡幅L=6.5km区間・多車線区間】



《算定条件》

通常時

: H28年度(H28.4~H29.3)矢板拡幅区間の昼間12時間平均旅行速度(下り)

大雪時多車線区間

: H26.2.14~2.16大雪時における栃木県内の車線区間(写真箇所)の旅行速度(17時台・下り)

※多車線区間: 登坂車線を含めて多車線となる区間

大雪時2車線区間

: H26.2.14~2.16大雪における矢板拡幅区間の最も低下した旅行速度(17時台・下り)

資料: プローブデータ

■大雪発生時の交通状況

国道4号・栃木県内の多車線区間



国道4号・栃木県内の2車線区間



- 大雪などで東北道が通行止めの時には、代替路として国道4号に交通が集中することから大幅な速度低下が発生します。
- 矢板拡幅の整備により、除雪作業に伴う片側交互通行が無くなり、速達性が確保されます。

2. 都市計画事業承認の内容

2. 都市計画事業承認の内容

■都市計画事業承認とは

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、できるだけ迅速かつ円滑な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通省が事業を施行することの承認を受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、都市計画法に基づく効果・制限が発生します。
- 都市計画事業承認の告示に伴い土地収用法が適用されます。

2. 都市計画事業承認の内容

■ 都市計画事業の対象路線

都市計画事業の種類及び名称	区 間	延 長
矢板都市計画道路事業3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)	起点：矢板市片岡 <small>かたおか</small> 終点：矢板市針生 <small>はりう</small>	6.5km



- 矢板拡幅の都市計画事業承認は「矢板市都市計画道路事業3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)」という名称で手続きを行っています。
- 事業を進めるにあたり、土地収用法が適用される区間と土地収用法の適用が保留される区間があります。
- 土地収用法が適用される区間は、図面中の赤字で示した区間(矢板市片岡字沢橋～矢板市片岡字向和田)です。
- 土地収用法の適用が保留される区間は、図面中の黒字で示した部分(矢板市片岡字向和田～矢板市針生字境峰まで)です。
- 矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)に関する土地の範囲を示した図面は矢板市役所2階建設経済部都市整備課にて閲覧できます。

2. 都市計画事業承認の内容

■都市計画法上の制限等について

都市計画法上の制限等は、以下のものがあります。

(1) 建築等の制限（65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、矢板市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の先買い（67条）

施行者公告の日の翌日から10日を経過した日※以後は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります。届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。 ※令和2年6月13日

(3) 土地の買取請求（68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

○様式等は宇都宮国道事務所にお問い合わせいただくか、下記当事務所HPをご確認下さい。

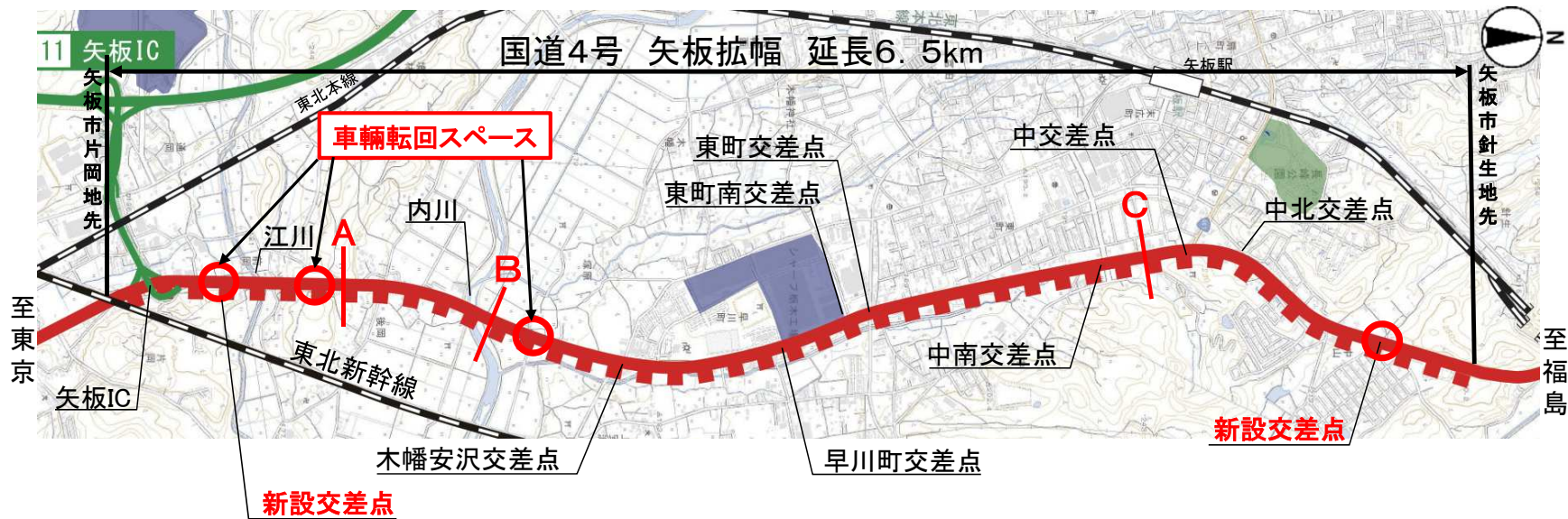
URL⇒www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00549.html

事務所HP⇒お知らせ一覧⇒2020年5月29日国道4号矢板拡幅(矢板市片岡～矢板市針生)の都市計画事業承認について掲載しました。⇒都市計画事業承認

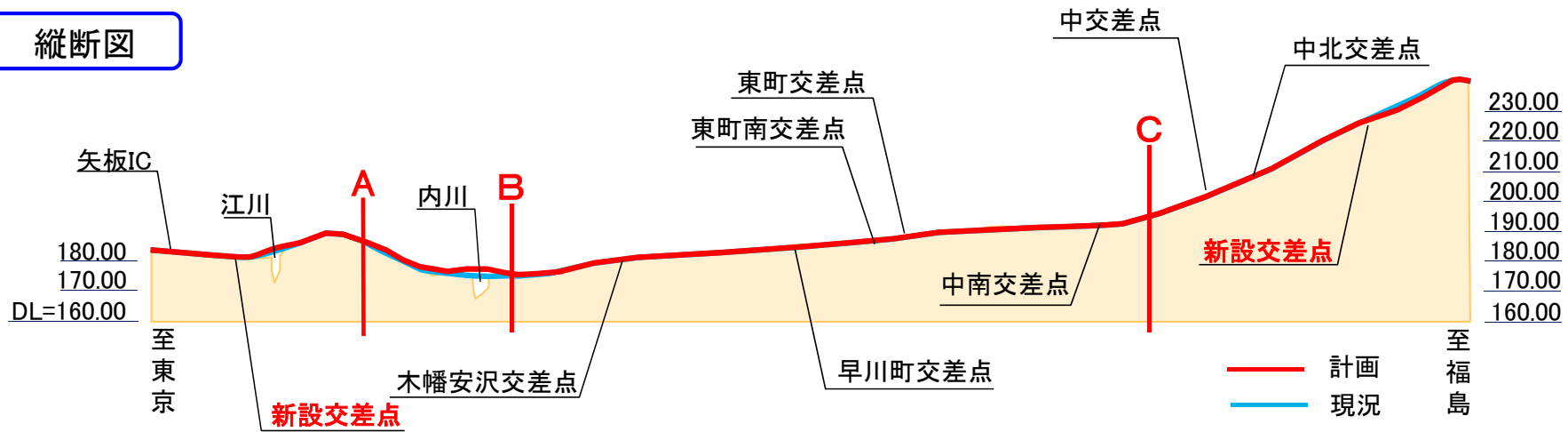
3. 道路設計

3. 道路設計

平面図



縦断図

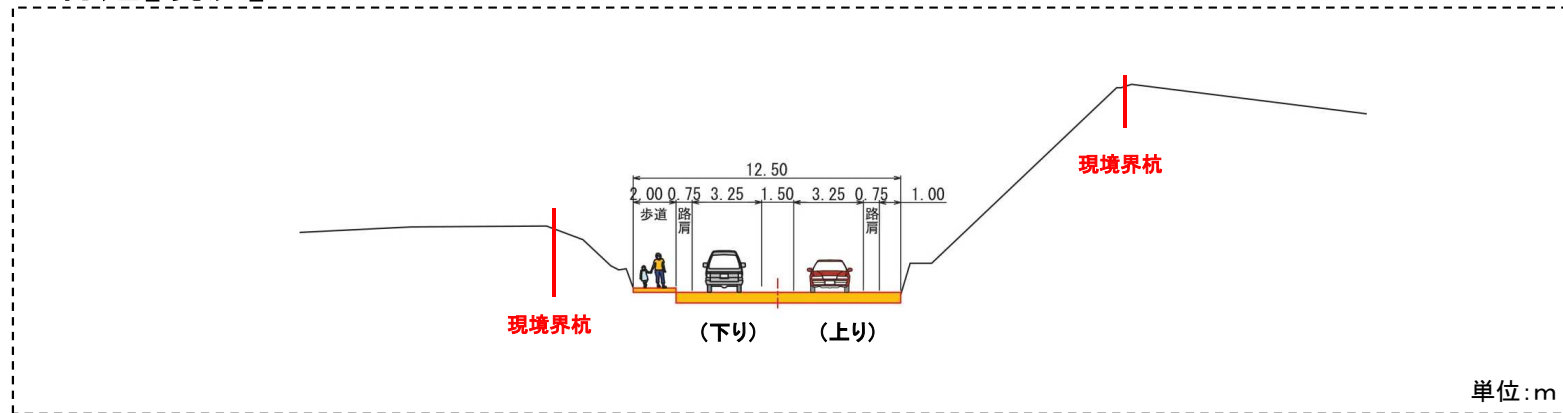


- 矢板拡幅区間の平面図、縦断図です。今後、詳細設計を行います。
- 既存の木幡安沢交差点、早川町交差点、東町南交差点、東町交差点、中南交差点、中交差点、中北交差点に加えて2箇所の新設交差点を新設します。
- 中央分離帯の整備に伴い、失われる利便性を考慮し3箇所の車輻転回スペースを整備します。

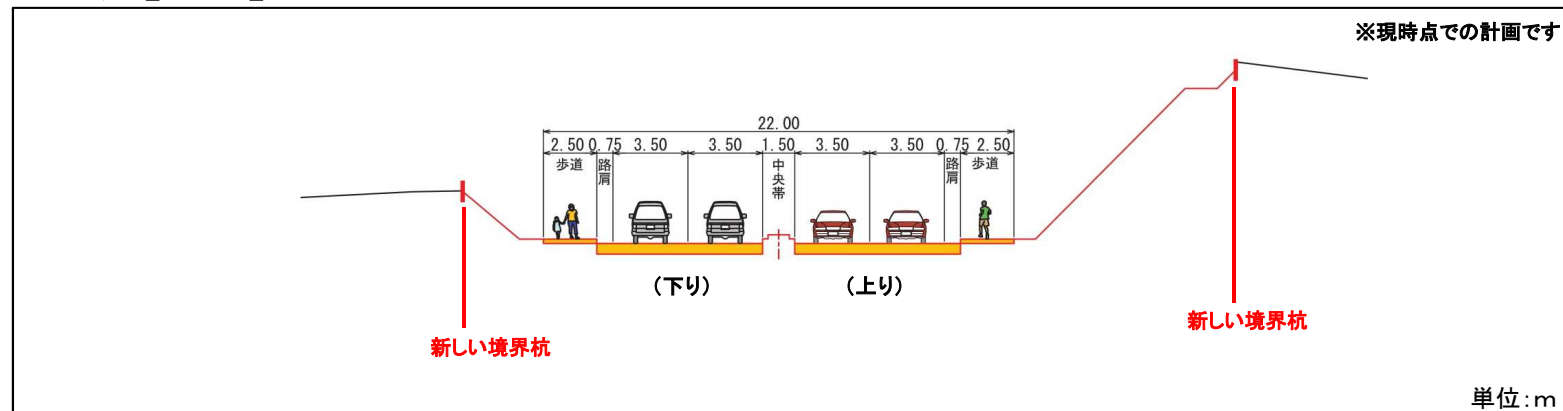
3. 道路設計

■標準横断図（切土部）

A付近【現況】



A付近【計画】



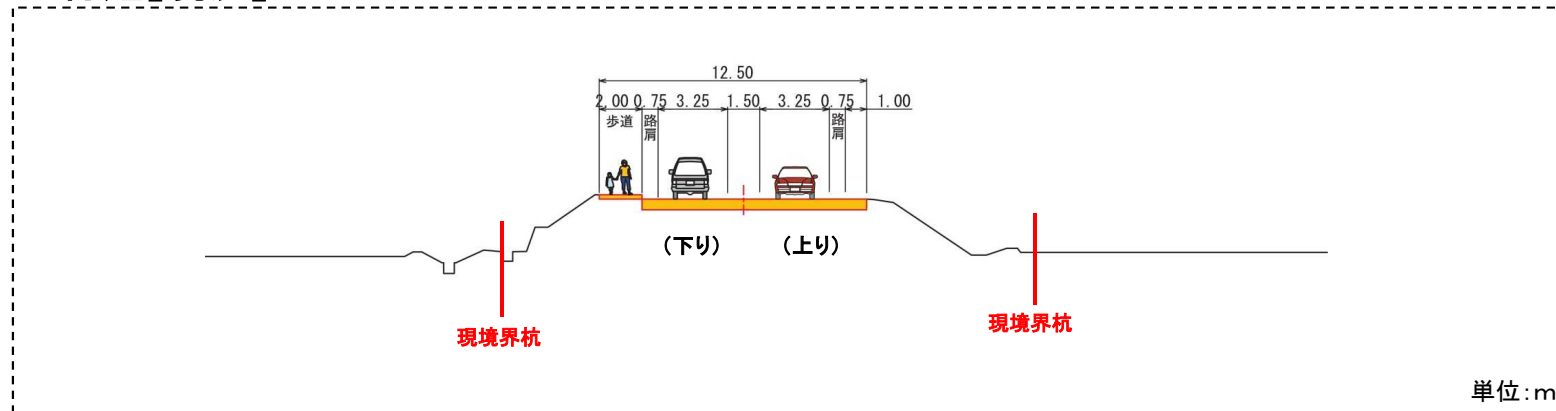
○現在の道路は2車線で整備されています。

○都市計画道路の幅員は標準部で22.0m、交差点部は右折レーンを設置するため25.0m、4車線で計画されています。

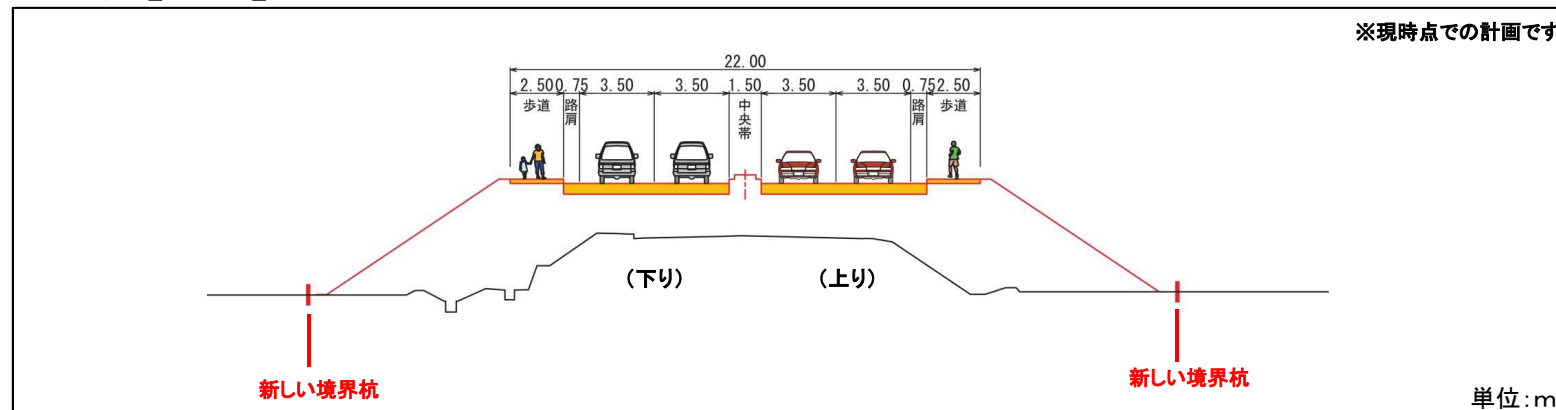
3. 道路設計

■標準横断図（盛土部）

B付近【現況】



B付近【計画】



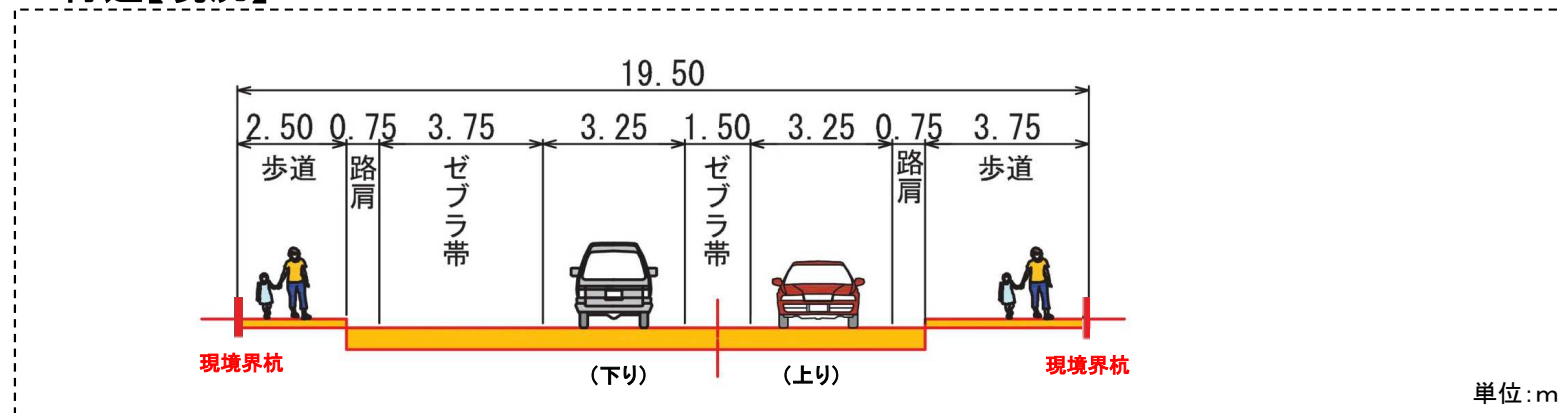
○現在の道路は2車線で整備されています。

○都市計画道路の幅員は標準部で22.0m、交差点部は右折レーンを設置するため25.0m、4車線で計画されています。

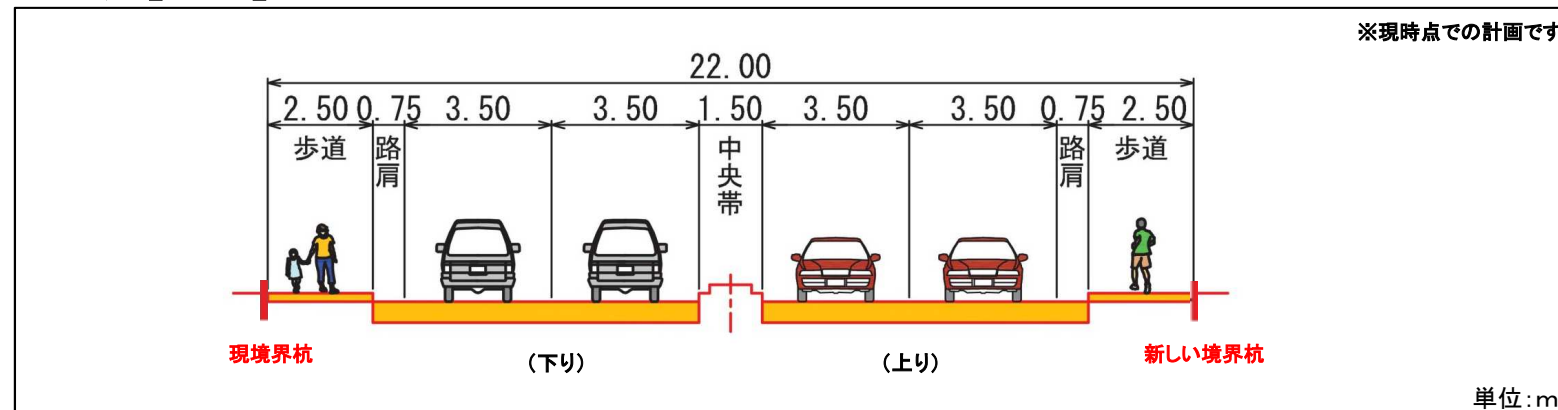
3. 道路設計

■標準横断図（市街地部）

C付近【現況】



C付近【計画】

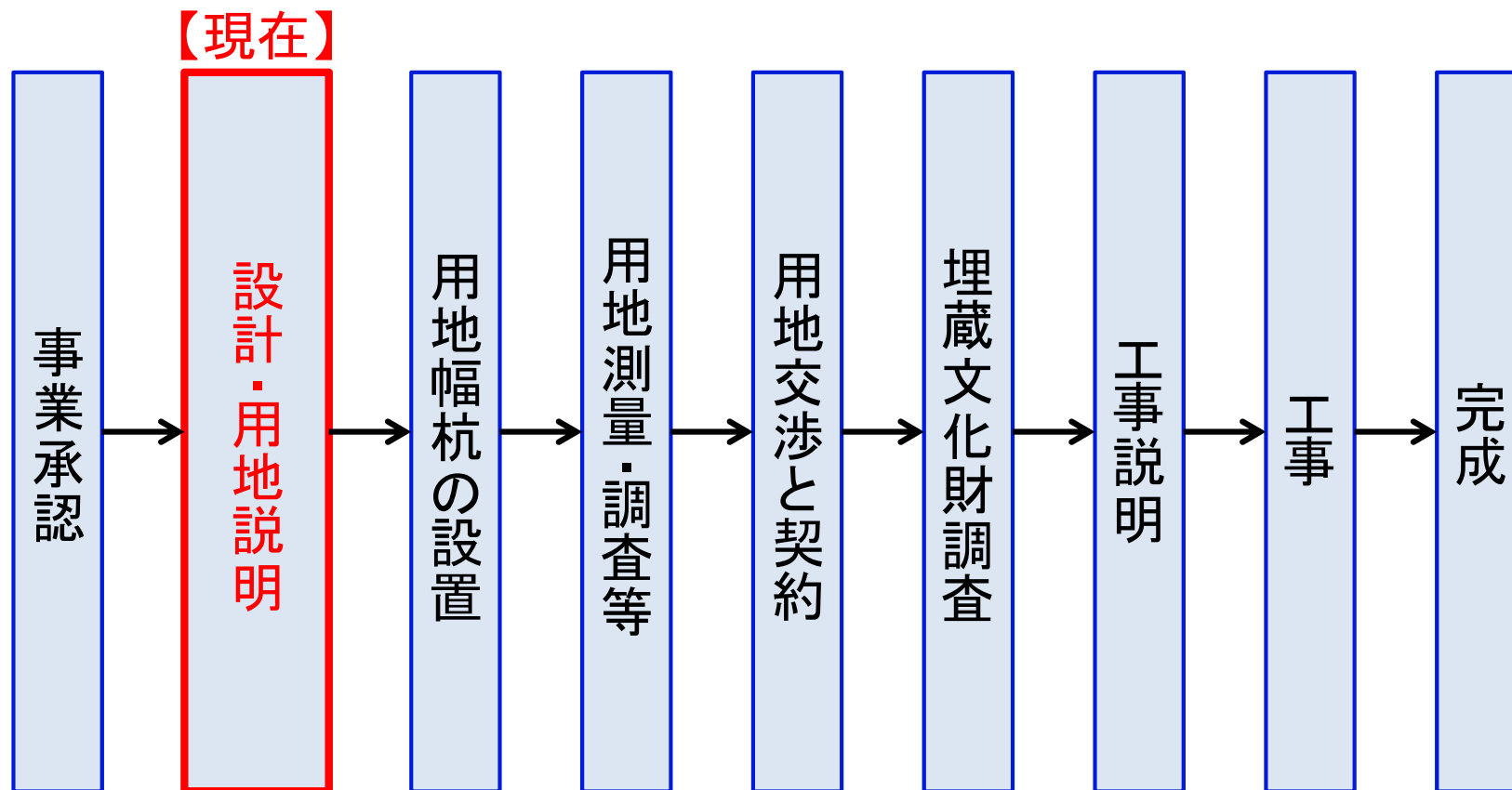


- 現在の道路は2車線で整備されています。
- 都市計画道路の幅員は標準部で22.0m、交差点部は右折レーンを設置するため25.0m、4車線で計画されています。
- 市街地部は概ね、現在の路面高さで整備されます。
- 上り線側の一部が拡幅されますが、一部箇所は現状と同じ幅員の箇所もあります。

4. 今後の予定

4. 今後の予定

■完成までの大まかな流れ



- 今後の予定についてのご説明です。
- 今回の資料送付によるご説明は、赤い文字で示した部分です。
- この資料送付後、事業に必要となる範囲を明確にするための用地幅杭を7月中旬以降、現地に設置させていただきます。
- 用地幅杭設置後、土地の測量、建物等、物件の調査を行わせていただきます。
- 次に、地権者及び関係人の方々と個別に交渉させていただき、ご理解いただいた上で土地売買契約を締結させていただきます。
- 用地交渉等は準備が整い次第、矢板市片岡地先側から順次進めてまいります。
- その後、埋蔵文化財調査などを行い、周辺にお住まいの方々に工事開始を周知のうえ工事に着手の予定です。

5. ご質問、お問い合わせについて

- 国道4号矢板拡幅事業に関するご質問、お問い合わせについては、お電話、FAX又はメールにて下記までご連絡下さい。

●設計に関すること

- 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 計画課

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

TEL:028-638-2223

FAX:028-638-2218

e-mail:ktr-ukoku_hp@mlit.go.jp

(受付時間 平日) 8:30-17:15

●用地に関すること

- 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 用地課

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

TEL:028-638-2183

FAX:028-638-2890

e-mail:ktr-ukoku_hp@mlit.go.jp

(受付時間 平日) 8:30-17:15